

第6章 地域福祉のこころを育もう

社会のルールやマナーをきちんと守ることや、自分以外の人のことを考えるちょっとした配慮や思いやりを持って、地域みんなで「心のバリアフリー」を実践し、だれもが気持ちよく安心して生活できる環境をつくる必要があります。

1 地域福祉意識の啓発

地域福祉の推進のためには、支援を必要とする人たちのことを正確に理解し、学ぶことが求められます。そのためには、学校における福祉教育にとどまらず、地域住民や地元企業なども巻き込みながら、「福祉についての関心」「地域理解」「地域への愛着」が高まるような取り組みの推進が必要となります。社会福祉に無関心な人たちに働きかけ、好意的・拒否的にかかわらず、何らかの関心をもってもらい、少しでも積極的な関心に向かうよう、抽象的な対象理解ではなく、具体的な個人・地域に着目した福祉教育の展開が重要です。こうした理解しあえる場を提供するような福祉教育の実践により、「関心」から「同感」・「共感」、「理解」、「行動」へとつながっていくよう、地域福祉意識を啓発していくことが求められます。

また、高齢者や障害者、子どもなどとのさまざまな交流の機会を利用して地域福祉意識の啓発を図る必要があります。

現状と課題

地域懇談会では、市民の社会的マナーや社会的弱者にあたる人への配慮の低下、福祉に関心のない人などが増えているといった声が聞かれ、子どもだけでなく一般市民への啓発が大切であるという意見が出ており、福祉教育の重要性が認識されています。

高齢者、障害者、子育てをしている親やその子どもなど、社会的支援が必要な人への正しい理解や、その人を取り巻く環境などに対する正しい理解は、市民一人ひとりに対する人権の尊重につながるだけでなく、その人の社会的孤立を防止し自らの内にある生きる力を引き出すこと（エンパワメント）につながるものです。

また、地域の福祉力を高めるために、一人ひとりの違い（多様性）を認め合い、社会的孤立や社会的排除の解消（ソーシャルインクルージョン、社会的包摶）を目指す必要があります。

平成17年11月に、全国社会福祉協議会から「地域福祉を推進するための福祉教育」という考え方が打ち出されました。福祉教育は、平和と人権を基盤にした市民社会の担い手づくりや地域における共生の文化の創造を目指すものです。

平成18年12月には「教育基本法」が改正され、「学校、家庭及び地域住民の相互の連携協力」が示されました。その取り組みのひとつとして学校、地域、家庭が連携し

て子どもたちの健全育成を図るための福祉教育が重要になってきており、現在、学校においては、小中学生のボランティア体験などを通じた福祉教育を推進しています。

平成18年に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)では、商業施設などの建築物や駅などの交通施設にかかるバリアフリー対策の一体的な整備について規定されていますが、その中で住民に対しても、高齢者や障害者などが自立した生活を確保することの重要性について理解を深める「心のバリアフリー」の取り組みについても規定されています。それぞれの事業者により福祉のまちづくりの理念に基づいて施工された施設が、その効果を阻害されることなく適切に利用されるためには、そのバリアフリーやユニバーサルデザインの意義について、市民の理解を深める取り組みを推進する必要があります。

福祉教育は、従来、主として学校教育や地域活動の中で障害・高齢疑似体験やボランティア体験などの取り組みとして実践されてきました。このことは「無関心」な人に対して何らかの「関心」を持つことにつながりますが、「かわいそう」という同情心につながり、同じ地域でともに生活している「共感」に至らない可能性があります。これからも学校・社会福祉協議会・地域が連携・協働して、地域福祉を推進するためにお互いを理解し、「その人を知る」「理解の深化を進める」という観点で福祉教育を幅広くとらえ、地域の福祉力の向上にむけた視点が必要です。

地域福祉を「地域における共生の文化を創造する活動」と位置づけ、生涯学習の場における実践的学習や、地域において学ぶ機会づくりなどを推進していくことも必要です。

シニア地域活動実践塾（悠友塾）においてもより豊かな生きがいのある生活を送るための生涯学習の場だけでなく、ここで学んだ知識をその後の地域福祉の向上に実践してもらう、担い手づくりの場としてリニューアルされています。

市ウェブサイト内の学習支援サイト「まなび」については、それぞれの分野で生涯学習に取り組みながら、「まなびづくり・ひとづくり・まちづくり」の施策のサイクルにつなげていくことが課題となっています。

施策の展開

① 市民に対する福祉教育の実施

- 市民一人ひとりの「自助」「共助」「公助」の意識と福祉についての正しい理解の醸成を進めるため、さまざまな機会を通じて市民のライフステージに応じた福祉教育を、市、社会福祉協議会などが連携をして実施していきます。

② 学校教育における福祉教育の推進

- 次世代の地域福祉の担い手となる子どもたちに対して、学校と地域などが連携・協働による異世代交流やボランティア体験などを通じて、当事者との共感を育み、すべての人々が共に生き、共に育つ地域福祉の実現をめざす、思いやりと助けあいの心が育まれるよう福祉教育の推進を図っていきます。

③ 生涯学習における福祉教育の推進

- 「第三次東大阪市生涯学習推進計画」（平成23年度～平成32年度）において、福祉教育の位置づけを明確にし、地域福祉のあり方やその担い手づくりの重要性について、学習する機会を充実させるなど福祉教育の推進を図っていきます。

2 ボランティア、NPOなどの活動

国は、平成20年の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」において、地域福祉の推進のための「共助」の拡大・強化、地域における「新たな支えあい」（共助）の確立を提唱しています。

この報告書では、ボランティア活動に関して、「ボランティア活動は、社会福祉の担い手を確保するという意味をもつだけでなく、活動の担い手の自己実現意欲を満たし、社会に新たな支えあいを実現するものであることから、ボランティアのそのような意義を再確認し、活動の場の提供を進める必要があるのではないか」と提言しています。

本計画においても、このような新たなボランティア像をふまえ、ボランティアを「地域福祉に貢献する貴重な人財」であり、ボランティア活動を通して「自己実現と社会参加をめざす主体的かつ自発的人財」と位置づけていくことが必要です。

地域の課題解決には広く住民を巻き込み地域活動へ参画できるしくみづくりや、ボランティア、NPOなどの社会起業家を含め各種地域活動に関わる人材の充実が求められます。地域団体の連携や情報提供の促進、世代ごとのボランティアニーズに合致した人材の育成など、あらゆる角度からの支援により、地域住民組織、活動団体、ボランティアなどが積極的に活動できるように活性化を図る必要があります。

現状と課題

ボランティア活動への関心もしくは参加への意向を持つ人は少なくありませんが、一方、地域の支援団体などにおいては担い手が不足しているという実態が見られます。

アンケート結果では、30歳未満と60歳以上の比較的時間にゆとりがある年齢層でボランティア活動への参加意向が高くなっています。一方、定年退職を迎え、地域に戻ってきた60歳以上の年齢層のボランティアなどに参加しない理由として「どんな活動があるのかわからない」、「どんな風に活動したらいいのかわからない」といった回答が多くみられ、担い手においてもニーズのギャップも見られることから、今後、地域に根ざしたボランティアのマッチングを行っていく必要があります。

地域懇談会においても、職域から地域に戻ってきた「団塊の世代」に地域の社会資源として活躍してもらうべきという意見が多くありました。

一方で、ボランティア活動参加者の高齢化が進んでおり、若い世代の担い手が足りない状況が続いている、勤労者を含めた市民が参加しやすい場づくりを行う必要があります。

本市には数多くの大学が立地しており、地域貢献に関心のある若者が大勢います。そういう若者にボランティア活動の機会を提供することは、単に若い世代のボランティアの確保という側面だけでなく、ボランティア体験を通じて福祉的な配慮を必要とする人々とふれあうことで、自らと異なる環境に生きる人々への理解の深化を図り、社会貢献に対する意識の醸成を図るという、次の時代を担う若者への福祉教育としての効果も期待されます。

また、高齢者になってから地域に戻ってきた人や、地域貢献の意向を持つ若者をはじめとする幅広い世代の関心のある個人への情報発信と、気軽にボランティアに参加できるきっかけづくりなど、「地域デビュー」しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターでは、校区福祉委員会や福祉団体、ボランティアなどの市民福祉活動に対する支援のほか、NPOへの支援、企業や社会貢献活動団体などとの連携・協働を図るとともに、市民に対してボランティア、NPOの情報提供やマッチング活動を行っています。また、ボランティア連絡会の事務局として、ボランティアおよびボランティア団体相互の連絡・調整を図り、組織的に市民へのボランティア活動の啓発を行っています。

今後は、ボランティア団体の活動をより活発化させるための継続的な支援を行うとともに、地域や事業所などでボランティアニーズの発掘や、ボランティアに参加するきっかけづくりなどを積極的に行い、速やかな情報収集、さまざまな媒体での情報発信を通してマッチング機能の強化を図ることで、地域に根ざした形でのボランティアコーディネーターの役割を果たし、東大阪市らしいボランティア・コミュニティのまちづくりを進めていく必要です。

また、幅広い世代やさまざまな形でボランティア活動をしている人や関心のある人が気軽に集い、ボランティアに関する情報収集や交流を深めることのできる活動拠点の整備が求められています。

施策の展開

① 活動の基盤づくり

- 地域福祉活動に関心のあるボランティアの人材の一層の組織化を図り、情報の共有や団体や住民間の交流、連携を図っていく場である、地域福祉のプラットフォーム（みんなが出会う場）としての機能を充実させていきます。
- ボランティアに関心を持つ市民がより気軽に参加できるよう、地域に根ざした情報発信やボランティアへのきっかけづくりなどの機能を持った（仮称）地域型ボランティアセンターを構築していきます。
- 地域の支援団体やボランティア・NPOなどが情報交換、交流、連携を図り、それぞれの特性を活かした協力・協働による活動を支援するための拠点整備に向けて検討していきます。

② 担い手の育成

- 地域福祉活動により多くの市民が関心を持ち、ボランティアの意義を理解し、参加してもらえるよう、若年層や勤労者層、特に今後、地域における活動の大きな力となり得る団塊世代など多様な層の人々に働きかけ、活動の担い手を育成していくための方策を実施していきます。

③ ボランティア・NPOに関する取り組みの充実

- ボランティア・NPOに関する事業やイベント、体験などの行事を通して、幅広い層の人々がボランティア・NPOに対する興味や関心を持つてこのような取り組みの機会をさらに充実させていきます。
- ボランティア団体、NPOに対して、市の助成金だけでなく、企業などの助成金などの情報を提供したり、組織運営などに関する講座の開催や団体どうしの交流、また、コミュニティ・ビジネスなどの情報を提供することにより、自立し、安定した活動につながるような支援を図っていきます。

④ 学校、企業などとの交流・連携

- 大学などの学校園や企業・商店なども地域福祉の重要な担い手であり、地域貢献への意向を持つところも多数あることから、地域との関わりを深め、一層の交流・連携を図っていく場の創出に努めていきます。

コラム**「ボランティア・デビューしませんか」**

～ボランティア・市民活動センター



定年退職を迎える比較的時間に余裕のある方や、地域貢献に関心のある若い世代の人たちを中心に「もっと人の役に立ちたい」「もっと自分のできることがあるんじゃないかな」という気持ちをお持ちの方は多くなっています。しかし、ボランティアに初めて参加することにためらいを感じる人は少なくありません。

そんなときは社会福祉協議会のボランティア・市民活動センターでボランティア活動に関する相談や情報提供、活動先の紹介を行っていますので、お気軽にご相談ください。

ボランティアをしたい、ボランティアに来て欲しい、それぞれのニーズは一層高まっています。そうした「何かしたい」「何とかしたい」という気持ちを大切にし、もっと身近なところで気軽に「ボランティア・デビュー」「地域デビュー」の応援ができるよう工夫していきます。